

# ○ファイル形式を定める国税庁告示(平成30年国税庁告示第14号)の概要

当該告示は、電子申告等のファイル形式を定めるものであり、以下のとおり、電子申告の義務化対象法人以外の場合は1項、電子申告の義務化対象法人の場合は2項から4項の規定が適用されます。

(赤字部分がデータ形式を柔軟化した部分を示します。)

告示の該当条項 オン化省令の該当条項		電子申告の義務化対象法人以外に適用			電子申告の義務化対象法人に適用						
		1項			2項		3項		4項		
根拠規定		オン化省令			法人税法		地方法人税法		消費税法		
申請等		1号	XML形式		1号	XML形式		1号	XML形式	1号	XML形式
添付書面等	入力方式	財務諸表	2号	XBRL形式	CSV形式 (※)	2号	XBRL形式	CSV形式			
		勘定科目内訳明細書	3号 (イ~ニ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式			
		法人税申告別表 (明細記載を要する部分)	3号 (ホ)	XML形式	CSV形式	3号	XML形式	CSV形式			
		上記以外	4号	XML形式		4号	XML形式		2号	XML形式	2号
	イメージデータ方式	5号	PDF形式		5号	PDF形式		3号	PDF形式	3号	PDF形式
適用開始日		平成31年4月1日 (※)令和2年4月1日			令和2年4月1日						

(注) 1 「オン化省令」とは、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第71号)をいいます。  
 2 上記の添付書面等の取扱いは、光ディスク等により提出する場合についても同様とします。